

農地法第4・5条転用届出の添付書類一覧表

(証明書類は、届出前3ヶ月以内のもの提出ください。)

項目	提出部数	発行庁等	備考
土地の全部事項証明書	1部	法務局	
公図の写し	1部	法務局	
案内図	1部		
土地利用計画図	1部		

確認事項

届出にかかる農地が賃貸借されている場合は、農地法18条の許可があったことを証明する書類を提出してください。

(農地法第4条及び5条共通)

届出される転用面積が500㎡以上で、都市計画法の開発行為にかかる場合は、その許可があったことを証明する書面を提出してください。

(農地法第5条のみ該当)

届出される事業地について、500㎡以上の面積を土砂等による埋立等の行為が伴う場合は、市または県の許可が必要となります。

(農地法第5条のみ該当)

なお、提出から受理通知書を発行するまで10日前後かかります